

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例完了検査の手引き

令和 7年 7月 4日 策定

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成8年宮城県条例第22号（以下、「条例」という。）」第24条第1項で規定する、指定施設の整備基準への適合状況の検査は、以下のとおり行うこととします。

1 検査方法

原則、写真検査とし、以下の建築物は現場検査とします。

【現場検査とするもの】

- 条例第20条の規定により、適合証の交付請求を行う建築物
- 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査申請書と同時に完了届が提出される建築物
- 届出後に変更された箇所が多いなど、現場検査の方が適切と判断される建築物

2 写真検査の方法

- 前述の「現場検査とするもの」に該当しない建築物の工事が完了した場合、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年宮城県規則第78号）第8条で規定する指定施設工事完了届出書（以下、「届出書」という。）に、チェックリスト（別添様式）及び以下の箇所を撮影した写真を添付し、提出してください。

【写真の撮影箇所】

撮影箇所		写真に含める場所等
建築物の外観の全景		<ul style="list-style-type: none">・ 建築物の主たる出入口・ 敷地内の通路・ 車椅子利用者対応駐車施設
建築物の内部	主たる用途に供する居室	<ul style="list-style-type: none">・ 一以上の出入口
	車椅子利用者便所	<ul style="list-style-type: none">・ 便器、手すり等の設備
	主たる廊下、階段	<ul style="list-style-type: none">・ 手すり
届出時は「不適合」だったが、完了時に「適合」となった整備項目		※ 整備基準に適合していることがわかるように撮影してください。

※ 写真は、各箇所1枚を原則とするが、写真に含める場所が入りきらない場合には、複数枚に分けることも可能です。

※ 写真撮影の際にスケールを当てるなどする必要はありません。

※ 建築物の内部の撮影箇所に該当する室等が複数ある場合には、1箇所を選び撮影してください。

※ 該当する撮影箇所がない場合には、写真の添付は不要です。

※ 撮影した写真は、別添の写真台帳（参考様式）に貼り付け、「写真に含める場所」が写っている場合は、□にチェックしてください。また、「写真に含める場所」に該当する部分を整備していない場合には、□以降の記載を見え消ししてください。

※ 写真台帳のコメント欄に寸法等を記載する必要はありません（届出時に「不適合」だったが、完了時に「適合」となった整備項目の写真を除く）。

- 届出内容から変更した整備項目（適合、不適合を問わず）がある場合、届出書に変更したところをマーキングした変更後の図面を添付してください。
- 届出内容から変更し、かつ、整備項目に不適合となった場合、届出書に不適合説明書を添付してください。

だれもが住みよい福祉のまちづくり条例指定施設工事完了チェックリスト

令和〇〇年〇〇月〇〇日 以下の内容で適合判定しました。 資格・氏名：一級建築士 宮城 太郎

	判定		変更になった理由等
	届出	完了	
<p>現場を確認しチェックリストを作成した者（工事監理者を想定）が、作成年月日、資格及び記名をしてください。</p>			
1 出入口			
建物出入口の構造	×	○	建具変更により幅が95 cmになったため。
駐車場出入口の構造			
<p>届出時点 整備基準に全ての項目に適合していた場合は「○」 整備基準に適合しない項目が一つでもあった場合は「×」 該当する項目がない場合は「/」を記入してください。</p>			
出入口 ^{※1} から受付等までの廊下等			
<p>完了時点 整備基準に全ての項目に適合していた場合は「○」 整備基準に適合しない項目が一つでもあった場合は「×」 該当する項目がない場合は「/」を記入してください。</p>			
設置台数			
<p>届出時と完了時で判定が変更になった場合、その理由を簡潔に記載してください。 ※届出時に不適合（×）であったが、完了時に適合（○）となった項目（箇所）については、適合の状況が確認できる写真を添付してください。</p>			
車椅子対応便房の設置個所数			
車椅子使用者対応便房の構造			
車椅子使用者対応便房のある便所の構造			
手すり付き床置き小便器の設置個所数			
オストメイト設備を配置した便房の設置個所数			
オストメイト設備を配置した便房の構造			
オストメイト設備を配置した便房のある便所の構造			
ベビーチェア等を配置した便房の設置個所数			
ベビーチェアを配置した便房の構造			
ベビーチェアを配置した便房のある便所の構造			
ベビーベッドを配置した便所の構造			
7 駐車場			
車椅子使用者対応駐車施設の設置個所数			
車椅子使用者対応駐車施設の構造			
出入口から車椅子使用者対応駐車施設までの駐車場内通路			
駐車場内の通路に設ける段			
駐車場内の通路に設ける傾斜路			
8 敷地内の通路			
利用者の利用に供する敷地内の通路			
建築物の各出入口から道等までの敷地内の通路			
建築物の出入口から道等までの敷地内の通路			
敷地内の通路に設ける段			
敷地内の通路に設ける傾斜路			

整備項目	判定		変更になった理由
	届出	完了	
9 観覧席等			
車椅子使用者用席の設置個所数			
車椅子使用者用席の構造			
出入口 ^{※1} から車椅子使用者用席までの通路			
聴覚障害者のための手話通訳の見えやすい観覧席の確保			
集団補聴装置等の設置			
10 共同浴室			
高齢者等に配慮した浴室の設置個所数			
浴室の構造			
11 更衣室等			
高齢者等に配慮した更衣室等の設置個所数			
更衣室等の構造			
12 客室			
車椅子使用者に配慮した客室の設置個所数			
客室の構造			
非常警報装置 ^{※3} を設けた客室の設置個所数			
13 受付カウンター等			
受付カウンター等の設置			
車椅子使用者に配慮した受付カウンター等の設置			
受付カウンター等の構造			
受付カウンター等 ^{※4} に文字による呼び出し装置の設置			
14 公衆電話所			
公衆電話所の設置			
車椅子使用者に配慮した公衆電話台の設置			
公衆電話台の構造			
公衆電話所の出入口の構造			
難聴者当に対応した公衆電話機の設置			
公衆ファクシミリの設置			
15 券売機			
券売機の設置			
車椅子使用者に配慮した高さの券売機の設置			
視覚障害者に配慮した券売機の設置			
出入口 ^{※1} から視覚障害者に配慮した券売機までの通路			
視覚障害者に配慮した券売機から改札口までの通路			
16 案内標示等			
案内標示			
視覚障害者等に配慮した非常警報装置の設置			
17 授乳場所			
利用者の利用に供する授乳場所の設置個所数			
授乳場所の構造			
18 休憩設備			
利用者の利用に供する休憩設備の設置			
休憩設備を設けている旨を見やすい方法で表示			

※1 直接地上へ通ずる出入口

※2 車椅子使用者用席のある室の出入口

※3 視覚障害者等に非常事態を知らせる非常警報装置

※4 病院で利用者の呼び出しを行う受付カウンター等

関係写真

写真番号	撮影位置	概 要
1	全景	
<p>写真番号 1～5 原則、添付してください。ただし、該当施設がない場合には、添付不要です。 写真を撮影する場合には、右欄に記載されている事項を確認してください。</p> <p>写真貼付</p> <p>添付した写真に含まれている場合にはチェック（■）してください。 該当部分がない場合には、見え消しにしてください。</p>		<input type="checkbox"/> 建築物の出入口が写っている <input type="checkbox"/> 敷地内の通路が写っている <input type="checkbox"/> 駐車場が写っている

写真番号	撮影位置	概 要
2	主たる用途に供する居室	1階店舗
<p>撮影した居室がわかる室名称等を記載してください。</p> <p>写真貼付</p>		<input type="checkbox"/> 出入口が1以上、写っている

- ※ 必要に応じて、写真台紙を追加してください。
- ※ 写真撮影の際にスケールを当てるなどする必要はありません。
- ※ コメント欄に寸法等を記載する必要はありません（届出時に「不適合」だったが、完了時に「適合」となった整備項目の写真を除く）。

関係写真

写真番号	撮影位置	概 要
3	車椅子利用者対応便所	1階西多目的便所
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 撮影した車椅子利用者対応便所の場所を記載してください。 </div> <p style="text-align: center;">写真貼付</p>		<input type="checkbox"/> 便器、手すり等設備が写っている

写真番号	撮影位置	概 要
4	主たる廊下	1階店舗前廊下
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 撮影した廊下の場所を記載してください。 </div> <p style="text-align: center;">写真貼付</p>		<input type="checkbox"/> 手すりが写っている

- ※ 必要に応じて、写真台紙を追加してください。
- ※ 写真撮影の際にスケールを当てるなどする必要はありません。
- ※ コメント欄に寸法等を記載する必要はありません（届出時に「不適合」だったが、完了時に「適合」となった整備項目の写真を除く）。

関係写真

写真番号	撮影位置	概 要
5	階段	1階西階段
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">撮影した階段の場所を記載してください。</div> <div style="text-align: center; margin-top: 50px;">写真貼付</div>		<input type="checkbox"/> 手すりが写っている

写真番号	撮影位置	概 要
6	建物出入口	1階正面出入口
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">届出時に不適合（×）であったが、完了時に適合（○）となった項目を記載してください。</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">撮影した場所を記載してください。</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">写真貼付</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">適合する理由等を記載してください。</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">整備基準に適合していることがわかるように撮影してください。 ※有効開口幅であれば、戸を開けて、開口部分にスケールを当てて撮影する等</div>		<input type="checkbox"/> 適合していることがわかる
		<input type="checkbox"/> 建具の変更に伴い、出入口の有効開口幅が95 cm (>90 cm) 確保することができた。

- ※ 必要に応じて、写真台紙を追加してください。
- ※ 写真撮影の際にスケールを当てるなどする必要はありません。
- ※ コメント欄に寸法等を記載する必要はありません（届出時に「不適合」だったが、完了時に「適合」となった整備項目の写真を除く）。